

農業機械に係る法規制等の手引書

[改訂版：平成25年3月]

一般社団法人 日本農業機械工業会
技術安全対策委員会

本手引書は、農業機械による事故防止、環境保全等に関する法規制や農業機械の普及促進に関する自主的な認定制度等の概要を取りまとめたものです。

なお、法規制に関しては、法律を施行するのに必要な詳細規定を取りまとめた政令、省令などが制定されていますが、本手引書では、これらの政令、省令などに関し、全部は記載していません。

目 次

製造物責任法(PL法)	1
消費生活用製品安全法	3
電気用品安全法	13
労働安全衛生法	16
火災予防条例	18
型式検査	19
安全鑑定	20
道路運送車両法	22
道路交通法	26
排出ガス規制	28
自動車損害賠償保障法	32
軽自動車税	33
工業標準化法(JIS)	34
補修用部品の供給年限(ガイドライン)	36
法定耐用年数	37

製造物責任法(PL法)

1. 目的

この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

2. 定義

この法律でいう、「製造物」、「欠陥」及び「製造業者等」とは、次のとおりである。

- (1) 「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。
- (2) 「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
- (3) 「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
 - ② 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
 - ③ ①及び②に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

3. 製造物責任

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前2項の②若しくは③の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

4. 免責事由

前3項の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

- ① 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- ② 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

5. 期間の制限

前3項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該

製造物を引き渡した時から 10 年を経過したときも、同様とする。

ただし、後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

消費生活用製品安全法

1. 目的

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。（法第1条）

2. 事業者の事故報告義務

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告^注しなければならない。（法第35条第1項）

法第35条第1項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から起算して10日以内に、様式第一（6～9ページ参照）による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。（内閣府令第3条）

[報告先] 消費者庁消費者安全課
住所：〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5F
TEL：03-3507-9204 FAX：03-3507-9290
メールアドレス：g.seihinanzen@caa.go.jp
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html

注)：国内にあるすべての特定製造事業者等は、事故報告の義務を負っているため、期日内に報告しなければならない。

3. 消費生活用製品の定義

報告義務の対象となる「消費生活用製品」とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」をいう。ただし、自動車、医薬品等、他の法令で個別に安全規制が図られている製品は除外される。（法第2条第1項）

製造事業者等が業務用として製造又は輸入している製品であっても、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品は、すべて消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）の対象製品となる。

4. 製品事故の定義

「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

のいずれかに該当するものであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものと規定されている。（法第2条第4項）

「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの」と

は、製品の欠陥によって生じた事故でないことが誰の目から見ても明白な事故は、この法律における製品事故には該当しない。ただし、製品の欠陥によって生じた事故か不明なものは、消安法における製品事故に含まれることを意味するので十分に注意が必要である。

また、「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」かどうかを判断することは極めて難しい場合がある。消費者による消費生活用製品の誤使用や目的外使用によって引き起こされた事故は、それが本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否か、極めて慎重に個別の事故事例で判断することが求められ、事故原因を安易に消費者の過失であると結論付けることは避けなければならない。

5. 重大製品事故の定義

重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」と規定されている。(法第2条第6項)

具体的には、以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故は、重大製品事故と判断される。

- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。
 - ・ 死亡事故
 - ・ 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
 - ・ 後遺障害事故
 - ・ 一酸化炭素中毒事故
- ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。
 - ・ 火災（消防が確認したもの）

6. 重大製品事故の公表

内閣総理大臣及び主務大臣の責務として、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。(法第33条)。

また、内閣総理大臣は、製造事業者等から重大製品事故に関する報告を受けた場合など、重大製品事故が生じたことを知った場合において、重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表する。

(法第36条第1項)。

重大製品事故の公表は、製造事業者等からの報告後、製品に起因して生じた事故については、直ちに、報告受理日、製品名、事業者名、機種・型式名、事故の内容、事故原因等が公表される。

なお、ガス機器・石油機器以外の場合、製品に起因して生じた事故かどうか不明な事故については、次の2段階で公表される。

[第1ステップ]

経済産業省は、製造事業者等から報告を受けてから、原則、1週間以内に、報告受理日、製品名、事故の内容等が公表される。(注：この段階では、事業者名や機種・型式名は

公表されない。)

[第2ステップ]

ステップ1の後、さらに調査・分析を行い、製品に起因して生じた事故であることが判明した場合には、事業者名、機種・型式名、事故の内容、事故原因、再発防止策等が公表される。

7. 長期使用製品安全点検・表示制度

平成21年4月1日、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目*1について「長期使用製品安全点検制度」が設けられた。本制度は、これらの9品目の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度となっている。

また、経年劣化による注意喚起表示の対象となる5品目*2について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられた。

*1 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

*2 扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

8. 非重大製品事故等の報告

消安法に基づく事故報告・公表制度の対象は、消費生活用製品の重大製品事故であり、製品欠陥によって生じた事故でないことが明らかな事故以外のものと限定されている。しかし、重大製品事故を未然に防止するためには、重大製品事故に至る前に発生している軽微な事故やヒヤリ・ハット事例を網羅的に収集し、分析することが重要である。

経済産業省では、昭和48年から製品事故情報の収集・分析を実施してきた独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）と協力して、消安法に基づく事故報告・公表制度を補完する制度として、消安法の制度の対象とならない事故事例については、niteの事故情報収集制度の中で情報収集することを全国の事業者団体等に通達（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（平成23年3月4日））を発している。

[報告先] nite 製品安全センター 製品安全技術課
TEL : 06-6942-1114 フリーダイヤル FAX : 0120-23-2529
E-mail : jiko@nite.go.jp

9. 農林水産省から事故情報提供の要請

農林水産省生産局長から本会に対し、農機具の使用に係る事故情報等の提供について要請されている（10～12ページ参照）。

[様式第一]

(注) ※印の欄には記入しないこと。

報 告 書

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

製 品 名	品名 (ブランド名)				
	機種・型式等		(生産国名:)		
事故発生年月日	年 月 日		午前・午後 時頃		
火災の有無	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無	1.有 2.無
人 的 被 害 区 分	①死亡 () 名				
	②負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日以上のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名				
	③負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日未満のもの) () 名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害 () 名 2.聴覚又は平衡機能の障害 () 名 3.嗅覚の障害 () 名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 () 名 5.肢体不自由 () 名 6.循環器機能の障害 () 名 7.呼吸器機能の障害 () 名 8.消化器機能の障害 () 名 9.泌尿器機能の障害 () 名				
	④人的被害なし				
事 故 内 容	①事実関係				
	同一機種による類似事故の発生件数: 件 (本件を除く。)				
	②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.据付・工事の不良 8.その他 () (以下、詳細を記述すること。)				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他 () (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。)				
	④当該事故原因を調査した機関等の名称及び連絡先 (名称): (連絡先):				
⑤事故品を保管している機関等の名称及び連絡先 (名称): (連絡先):					
事故を認識した契機と日	(認識した契機):				

	(認識した年月日) 年 月 日 午前・午後 時頃
事故発生場所	● (住所): (具体的場所):

☆当該機種・型式等の製品に関する製造時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
☆当該機種・型式等の製品に関する輸入時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):
☆当該機種・型式等の製品に関する販売時期及び数量	(時期): 年 月 日 から 年 月 日まで
	(数量):

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく本報告書の開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある場合は、以下の口を黒く塗りつぶすこと。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった際、☆印の項目に係る記載内容を開示することについて特段の支障がある。

製造・輸入事業者の名称及び所在地	(名称): (報告者の業種) 1.製造事業者 2.輸入事業者 (届出の有無) 1.有(根拠となる法律名:) 2.無
	(所在地): (電話番号): (担当部署): (担当部署電話番号): ● (担当者役職): ● (担当者氏名):
所属の業界団体名及び同所在地	(名称):
	(所在地): (電話番号):

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ●印の項目に係る記載内容（事故発生場所（住所）については、町村以下の部分に限る。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、法人役員の役職及び氏名その他既に公表されているものについては開示される。

(注) ※印の欄には記入しないこと。

参 考 資 料

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日

① 被 害 者	フリガナ (姓) (名)		性別	1.男	2.女
	(住所)			● (年齢: 歳)	
(電話番号)					
購入先企業名 ()					
② 人 的 被 害 内 容	1.死亡 2.負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日以上のもの) 3.負傷又は疾病 (治療に要する期間が30日未満のもの)				
③ 人 的 被 害 区 分	1.骨折 2.打撲 3.裂傷 4.擦過傷 5.火傷 6.皮膚障害 7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害 9.嗅覚機能の障害 10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由 12.循環器機能の障害 13.呼吸器機能の障害 14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害 16.一酸化炭素による中毒 17.一酸化炭素以外の中毒 () 18.窒息 19.感電 20.その他 ()				
④ 治 癒 状 況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 (日間・内入院 日間・通院 日間)				
●⑤ 被 害 者 の 要 望	1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り (代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪 (他の要望なし) 8.その他 () 9.要望なし (内容)				
●⑥ 被 害 者 へ の 措 置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り (代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない 11.被害者と交渉中 12.係争中 (裁判等) 13.謝罪 14.その他 ()				
	前項2.~5.において	1.有償 2.無償	被害者の反応	1.納得 2.納得しない	
	(内容)				
(提示金額: 円) (支払金額: 円)					

(注) 被害者が複数存在する場合には、被害者ごとに記入すること。

⑦ 事 故 製 品 の 所 有 者	フリガナ (姓): (名):	
	(住所) (電話番号)	
⑧ 製 品 の 購 入 等 年 月 日 及 び 入 手 先	年 月 日購入 製品の使用期間 年 ヶ月使用	
	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共済組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 () 13.不明	

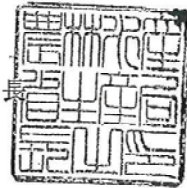
⑨ 貼付されている マーク等の名称	取扱説明書の有無	1.有	2.無	3.不明		
	保証書添付の有無	1.有	2.無	3.不明		
	保証書の有効期限	購入日・製造日より			年	月

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 本資料は、報告書（内閣府令第3条様式第一）の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。
 - 3 報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。
 - 4 上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記①の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
 - 5 上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載する場合は、当該情報を上記⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（ただし、上記⑦の太線で囲まれた欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。
 - 6 上記①及び⑦の太線で囲まれた欄（住所については町村以下の部分に限る。）及び●印の項目に係る記載内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示とするが、既に公表されているものについては開示される。

19生産第5368号
平成19年12月3日

社団法人 日本農業機械工業会
会長 幡掛 大輔 殿

農林水産省生産局長



農機具による事故等に関する情報提供の要請について

平成18年12月に消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）が改正され、重大製品事故の報告、公表等が制度化される等、製品の安全性確保に対する関心や社会的要請は年々高くなる状況にあります。

このような中、農機具についても、農作業中の死亡事故が減少しない状況にかんがみ、その使用に際し発生する事故の防止対策の強化が求められているところです。

このため、消費生活用製品安全法の適用を受けないものについて製造、販売等関係者から事故情報が報告される仕組みを整備することとし、そのデータを農作業安全対策の効果的な推進や安全な農機具の製造・普及に資する検査・鑑定制度の見直し等に反映させていきたいと考えています。

つきましては、農機具の使用に係る事故情報の収集・蓄積の仕組みを整備することについて御理解の上、貴会会員等のうち農機具の製造、輸入及び販売に係る事業者に対し、下記により事故情報等の提供を要請していただきますようお願いいたします。

また、事故情報を蓄積する中で、同一製品で同じような事故が頻発する等事故の拡大が懸念されるような場合にあつては、製造事業者等に対して、さらなる調査や適切な対応を要請させていただくこともありますので、その際にも御協力方よろしく申し上げます。

なお、提供いただいた情報は、別紙「収集情報取扱要領」に基づき、取り扱うこととします。

記

1 農機具の使用に係る事故情報等の報告

農機具の製造・輸入、販売を行う事業者は、当該事業者が取り扱う農機具（消費生活用製品安全法において消費生活用製品に分類されるものを除く。記の2において同じ。）について、農機具の使用により生じた人的被害を伴

う事故に関する情報（重大事故であるかどうかを問わない。）を入手した場合には、様式1農機具事故報告書に基づき、速やかに、販売業者にあつては当該農機具の製造・輸入業者に、製造・輸入業者にあつては農林水産省生産局生産技術課に報告して下さい。

2 製造・輸入事業者が行う無償修理等の改善対策に係る情報の報告

農機具の製造・輸入を行う事業者は、当該事業者が取り扱う農機具について、使用者の安全を確保できなくなるおそれがあるために実施する無償修理等の改善対策を行う場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等に基づき報告が求められるものを除く。）には、様式2農機具の改善対策等実施状況報告書により、農林水産省生産局生産技術課に報告して下さい。

(様式1)

農機具事故報告書

機械に関する情報	機械の種類		メーカー名	
	製品名・型式名		製造年	
	検査・鑑定の有無	型式検査合格機 安全鑑定適合機 いずれも該当せず		
	整備施設等における整備・点検実績	直近の整備・点検実施年度 年		
乗用機(トラクター)	作業機の有無	有 無 不明	作業機の種類	
	安全キャブ・フレームの有無	キャブ有 フレーム有	キャブ・フレーム無	
負傷者等の情報	年齢	才	性別	男 女
	負傷等の程度	死亡 重傷 (全治30日以上) 軽傷 (全治30日未満) 不明		
	負傷等の種類	骨折 打撲 裂傷 擦過傷 火傷 窒息 感電 一酸化炭素中毒 その他 ()		
事故発生に関する情報	発生日	平成 年 月 日	発生時間	午前・午後 時頃
	発生場所	県・市町村名		
		具体的な発生場所	水田 畑 施設内 道路 その他 ()	
		発生場所の状況		
事故の内容	機械の転落・転倒 機械からの転落・転倒 自動車等との衝突 ひかれ 挟まれ 巻き込まれ 機械の刃部の事故 その他 ()			
事故の状況及び原因				

報告書作成年月日 :
 会社名 :
 報告担当者氏名 :
 連絡先 TEL :

電気用品安全法

1. 目的

電気用品の製造、輸入、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としている。(法第1条)

2. 規制対象製品

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の PSE マークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができることとなっている。

これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定以外の電気用品」と、構造・使用条件・使用状況等から見て特に危険又は障害の発生するおそれが多いと認められるため、登録検査機関による検査が義務付けられている「特定電気用品」がある。

(法第2条、施行令 別表第一、二関係)

3. 対象となる電気用品

(1) 電気用品 (341 品目)

農業に関連する電気用品：電気育苗器（催芽機）、電気冷蔵庫（保冷库等）、電気草刈機、電気刈込み機、電気芝刈機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、園芸用電気耕土機、電気洗米機、野菜洗浄機、精米機、包装機械、電気温風機、電気乾燥機、電気噴霧機、電気さく用電源装置 など

(2) 特定電気用品 (116 品目)

農業に関連する電気用品：電気ポンプ、携帯発電機 など

なお、電気用品の対象・非対象等に関する解釈については、経済産業省 Web サイトに「電気用品安全法に関する解釈」が掲載されている。

(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/index.htm>)

4. 事業の届出等

届出事業者は、電気用品の区分（施行規則 別表第一）に従い、事業開始の日から 30 日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(法第3条)

5. 基準適合義務等

(1) 届出事業者は、法第3条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術上の基準^注に適合するようにしなければならない。

ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき

二 試験的に製造し、又は輸入するとき

（法第8条第1項）

(2) 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（法第8条第2項）

注）現行の電気用品安全法に基づく安全規制では、国が品目毎に具体的な試験方法や数値を定めているため、日々進化する新技術・新製品に対して、迅速に対応できない面が見られている。また、海外生産品の比率が高まり、安全規制の国際整合性が一層重要になってきている。これを踏まえ、電気用品の技術上の基準を定める省令の見直しが行われている。

公布 平成25年4月

施行 平成25年10月

6. 表示

(1) 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、法第8条第2項の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示（PSE マーク、事業者名、定格電流等）を付することができる。（法第10条第1項）

(2) 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。（法第10条第2項）

特定電気用品



実際は上記マークに加えて、認定・承認検査機関のマーク、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

特定電気用品以外の電気用品



実際は上記マークに加えて、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。

7. 特定電気用品の適合性検査

(1) 届出事業者は、その製造又は輸入に係る第8条第1項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの

(2) 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(法第9条)

8. 販売の制限

電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、法第10条第1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

ただし、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき

二 第8条第1項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき

(法第27条)

[旧電気用品取締法表示製品の取扱いについて]

電気用品安全法（以下、「電安法」という。）は、電気用品取締法（以下、「旧法」という。）を改正し、平成13年4月1日に施行された。

この移行に際し、あらかじめ品目毎に5年（平成18年3月末まで）、7年（平成20年3月末まで）、10年（平成23年3月末まで）の猶予期間が設けられ、猶予期間終了後は、電安法に基づく表示（PSEマーク）がなければ販売することはできないとされていた。

このため、猶予期間終了後の旧法表示の製品を販売する場合には、自ら検査を行い、PSEマークを貼付して販売しなければならなかったが、平成19年12月21日から特に期限を設けずに、旧法に基づく表示を電安法に基づく表示とみなすこととし、旧法表示が付された電気用品については、検査を要せず、そのまま販売することができることとなった。

労働安全衛生法

1. 目的

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。(法第1条)

2. 定義

ここでいう労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(法第2条第1項)

3. 製造業者等の責務

機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。(法第3条第2項)

[刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育(通達)]

刈払機を使用する作業を行う事業者は、作業に従事する者に対して、作業の安全を確保し、かつ、振動障害を防止するため、次の知識等を付与しなければならない。

- ① 教育カリキュラムは、次の表の「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム」によること。
- ② 教材としては、「刈払機取扱作業者必携 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育テキスト」(林業・木材製造業労働災害防止協会発行)*が適当と認められること。
- ③ 安全衛生団体等が行うものにあつては、1回の教育対象人員は、おおむね100人以内とすること。また、実技教育は20人以内の受講者を1単位として行うとともに、当該実技教育を行う場合には、1単位につき1名の講師を確保すること。
- ④ 講師については、労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタント、林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士若しくは衛生管理士又は別紙の教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を充てること。
- ⑤ 事業者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保管すること。
- ⑥ 安全衛生団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対してその修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム

(1) 学科教育

科 目	範 囲	時 間
1. 刈払機に関する知識	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定	1 時間
2. 刈払機を使用する作業に関する知識	(1) 作業計画の作成等 (2) 刈払機の取扱い (3) 作業の方法	1 時間
3. 刈払機の点検及び整備に関する知識	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て	0.5 時間
4. 振動障害及びその予防に関する知識	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置	2 時間
5. 関係法令	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5 時間

(2) 実技教育

科 目	範 囲	時 間
1. 刈払機の作業等	(1) 刈払機の取扱い (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等	1 時間

火災予防条例

1. 目的（例：東京都火災予防条例）

東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

2. 安全装置基準

液体燃料又は気体燃料を使用する炉（乾燥設備等）にあつては、口火安全装置、加熱防止装置、停電の自動燃焼停止装置等を設けなければならない。

また、当該設備又は付属配管部分に、地震動等により作動する安全装置（感震装置及び消火装置又は燃料供給停止装置により構成）を設けなければならない。

3. 設置基準

乾燥機の据付にあつては、その場所、排風ダクト、電源コード、燃料タンク等に関し、基準が設けられている。

型式検査

1. 目的

型式検査は、農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定（安全性に関するチェック内容は「安全鑑定」と共通）を行うもの。

2. 型式検査の対象機種・基準・判定

型式検査実施機種、型式検査の主要な実施方法及び基準は、農林水産大臣が定めて公示し、実際の検査は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）が行う。

なお、型式検査の対象機種（H24年度）は、以下のとおりである。

農用トラクター（乗用型）	機関出力 25 馬力以上 250 馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。
田植機（乗用型）	土付き苗用のものに限る。
野菜移植機	土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。
動力噴霧機（走行式）	ブームノズルを有するものに限る。
スピードスプレー	
コンバイン（自脱型）	種子用のものを除く。
コンバイン（普通型）	
ポテト・ハーベスター	
ビート・ハーベスター	
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	

3. 検査結果の公表

生研センターは、検査結果を検査依頼者に通知するとともに、合格機については、その型式名、検査成績の概要等を農林水産大臣に報告する。

報告を受けた農林水産大臣は、その内容を公示するとともに、都道府県その他関係機関に通知する。

4. 検査合格証票

検査依頼者は、型式検査に合格した機械に、「検査合格証票」を貼付することができる。この場合、検査成績表の写しもあわせて附すことになっている。

検査合格証票



5. 事後検査

検査に合格した農業機械が検査当時の性能等が確保されていることを確認するため、事後検査を行うことができる。

事後検査の結果、農業機械の性能等が検査基準を満たしていないことが確認されれば、合格の決定を取り消すことができる。

安全鑑定

1. 目的

安全鑑定は、農業機械を「安全鑑定基準及び解説」に基づいてチェックし、基準に適合する一定水準以上の安全性を有するかどうか判定するもの。生研センターは、製造業者または輸入代理店などからの依頼によって安全鑑定を行っている。

2. 安全鑑定証票の貼付

安全鑑定は、「安全鑑定基準及び解説」に基づいて、一定水準以上の安全性を判定し、基準適合機には「安全鑑定証票」を貼付することができる。

なお、基準適合機は農林水産省に報告され、農林水産省は、都道府県その他関係機関にこれを通知することになっている。

3. 安全鑑定対象機種

安全鑑定対象機種は、生研センター所長が安全鑑定推進委員会の意見を聞いて、農林水産省生産局長と協議して定められたもので、以下のとおりである。

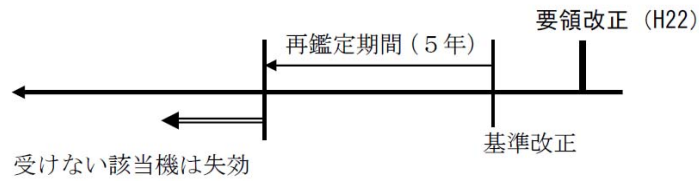
- | | |
|------------------|--|
| 1. 農用トラクター（乗用型） | 18. 動力摘採機 |
| 2. 農用トラクター（歩行型） | 19. 動力刈取機（刈払型） |
| 3. 田植機 | 20. 自動脱穀機 |
| 4. 野菜移植機 | 21. 豆用脱粒機 |
| 5. 尿散布機（タンク車型） | 22. 農用さい断機 |
| 6. スピードスプレーヤー | 23. フォーレージブロワー |
| 7. 動力噴霧機（走行式） | 24. 乾燥機（穀物用循環型） |
| 8. 動力散粉機（走行式） | 25. もみすり機 |
| 9. 液剤散布機（走行式） | 26. 大豆選別機 |
| 10. 動力刈取機（結束型） | 27. 単軌条運搬機 |
| 11. コンバイン（自脱型） | 28. 農用運搬機（乗用型） |
| 12. コンバイン（普通型） | 29. ヘーエレベーター |
| 13. フォーレージハーベスター | 30. 農用トレンチャー |
| 14. ポテトハーベスター | 31. 多目的管理機 |
| 15. ビートハーベスター | 32. その他機種（生研センターに依頼
があり、実施可能と認めたもの） |
| 16. ビーンハーベスター | |
| 17. ケーンハーベスター | |

4. 安全鑑定基準および解説の改正に伴う既適合機の取扱い

平成22年4月1日付で、農業機械安全鑑定要領が改正され、安全鑑定基準および解説の改正に伴う既適合機の取扱いは、下記のようになっている。

① 要領改正（平成22年4月1日）以降に行われる基準の改正に関する既適合機

基準の改正項目に関する機種については、改正日より5年以内に生研センターに届け出て、再鑑定（再確認）を受ける必要があり、この期間内に再鑑定（再確認）を受けなかった場合には、安全鑑定適合機としての資格を失う。



② 平成 22 年 3 月 31 日以前に行われた基準改正に関する既適合機

平成 22 年 4 月 1 日より 5 年以内（平成 27 年 3 月 31 日まで）に生研センターに届けて、再鑑定（再確認）を受ける必要がある。この期間内に、関連する基準に適合している旨の確認を受けなかった場合には、安全鑑定適合機としての資格を失う。



注: 安全鑑定証票

本制度は、昭和 51 年から農林事務次官依命通達により実施され、その後、実施機関は、昭和 63 年から生研機構、平成 15 年から生研センターに変わってきており、安全鑑定証票に表示されている「農林水産省」や「生研機構」などとなっているが、実施時期が違うだけで同じものである。



農林省、農林水産省：昭和 51 年～ 62 年度適合機



生研機構：昭和 63 年 4 月～平成 15 年 9 月適合機



生研センター：平成 15 年 10 月以降適合機

道路運送車両法

1. 目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 農耕作業の用に供する特殊自動車

農耕作業の用に供する特殊自動車（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等）は、道路運送車両法第3条（自動車の種別）及び道路運送車両法施行規則で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に区分されている。

平成8年10月31日付け運輸省令第56号により、道路運送車両法の規定に基づき、同法施行規則及び道路運送車両の保安基準の改正が行われ、特殊自動車の車種区分の見直し、それに伴う保安基準の規定の整備等が行われ、平成9年1月1日から小型特殊自動車および大型特殊自動車の規格が次のように改正された。

これにより、最高速度が35km/h未満の農耕作業の用に供する特殊自動車は、小型特殊自動車に区分されることになった。

大型特殊自動車	一	次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの			
	イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スノーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
	ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			
	二	ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一	前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度15km毎時以下のもの	長さ 4.70m以下	幅 1.70m以下	高さ 2.80m以下
	二	前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度35キロメートル毎時未満のもの	—	—	—

国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として、表のイに林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、草刈作業車を指定（平成13年11月26日付け）。

3. 道路運送車両の保安基準

道路運送車両の保安基準は、自動車の構造及び装置等について規定しており、これら基準に適合するものでなければ、公道を運行することができない。（法第40条、法第41条等）

また、大型特殊自動車では、新規検査（法第59条）、継続検査（法第62条）、定期点検整備（法第48条）及び登録（法第2章）の必要があるが、小型特殊自動車は除外されているためその必要はない。しかし、使用者は点検整備（法第47条、第47条の2）を義務

付けられているので、常に保安基準に適合するように自動車を維持するように努める必要がある。

農耕作業用の小型特殊自動車に関係する保安基準の条項は次のとおりである。

第2条 長さ、幅及び高さ	第27条 物品積載装置
第3条 最低地上高	第29条 窓ガラス
第4条 車両総重量	第30条 騒音防止装置
第4条の2 軸重等	第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
第5条 安定性	第32条 前照灯等
第6条 最小回転半径	第34条 車幅灯
第7条 接地部及び接地圧	第37条 尾灯
第8条 原動機及び動力伝達装置	第37条の3 駐車灯
第9条 走行装置等	第38条 後部反射器
第10条 操縦装置	第39条 制動灯
第11条 かじ取装置	第40条 後退灯
第12条 制動装置	第41条 方向指示器
第15条 燃料装置	第41条の3 非常点滅表示灯
第17条の2 電気装置	第42条 その他の灯火等の制限
第18条 車枠及び車体	第43条 警音器
第19条 連結装置	第44条 後写鏡等
第20条 乗車装置	第45条 窓ふき器等
第21条 運転者席	第46条 速度計等
第22条 座席	第53条 乗車定員及び最大積載量
第25条 乗降口	

なお、保安基準の詳細については、国土交通省 Web サイトに「保安基準等関係基準の各条文検索一覧表」が掲載されている。(http://www.mlit.go.jp/jidosha/kijyun/kokujitou_index.pdf)

4. 車台番号等の打刻の届出

車台番号は個別の車両に1つずつ与えられる番号で、道路運送車両法により打刻が義務付けられており、打刻の様式は国土交通省に届け出なければならない。打刻の規定に違反した場合は処罰規程が設けられている。(第107、110条)

また、当該行政庁は、車台番号等の打刻届出をした者に対して報告徴収及び立入検査ができることになっている。(第100条)

(1) 車台番号等の打刻

① 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。(法第29条第1項)

② 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者が自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻しようとするときは、その様式その他の国土交通省令で定める事項についてあらかじめ国土交通大臣に届けて、その届け出たところに従い、これをしなければならない。

(法第29条第2項)

- ③ 国土交通大臣は、前項の届出に係る事項が適当でないとき、その変更を命ずることができる。
(法第 29 条第 3 項)

(2) 輸入自動車等の打刻の届出

- ① 自動車又はその部分の輸入を業とする者は、自動車又は自動車の車台若しくは原動機を輸入したときは、その都度その車台番号及び原動機の型式の様式その他の国土交通省令で定める事項を輸入の日から 20 日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
(法第 30 条第 1 項)
- ② 前項の者が、その輸入しようとする自動車又は自動車の車台若しくは原動機の車台番号又は原動機の型式に係る前条第二項の国土交通省令で定める事項について、その事実を証明するに足りる当該自動車又は自動車の車台若しくは原動機の製作者の書面を添えて、国土交通大臣に届け出たときは、前項の規定による届出はしなくてもよい。
(法第 30 条第 2 項)

(3) 打刻の塗まつ等の禁止

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
(法第 31 条)

(4) 職権による打刻等

国土交通大臣は、自動車が左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機の型式の打刻を受け、若しくはその打刻を塗まつすべきことを命じ、又は自ら車台番号若しくは原動機の型式の打刻を塗まつし、若しくは打刻をすることができる。

- 一 車台番号又は原動機の型式の打刻を有しないとき。
- 二 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻と類似のものであるとき。
- 三 当該自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻が識別困難なものであるとき。

(法第 32 条)

5. 検査対象外軽自動車等の型式認定申請

- (1) 検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車（以下「検査対象外軽自動車等」という。）の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者は、その製作し、又は販売する検査対象外軽自動車等の型式について国土交通大臣の認定を受けることができる。
- (2) 前(1)項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外軽自動車等を呈示しなければならない。ただし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車等の提示については、地方運輸局長にするものとする。
- 一 車名及び型式
 - 二 車台の名称及び型式
 - 三 製作工場の名称及び所在地
- [注意：ホイール・キャリヤ及びダンパは、地方運輸局長に申請。]
- (3) 前(1)項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査

し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に型式認定番号標をその原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。

6. リコール

(1) リコール

大型特殊自動車など車検対象の自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因
- 二 改善措置の内容
- 三 前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

(法第 63 条の 3)

(2) 改善対策

保安基準不適合状態ではないが、安全上又は公害防止上放置できなくなるおそれがあり、その原因が設計又は製作の過程にある場合、改善対策として国土交通省に届け出て自動車等を無料で修理しなければならない。

(3) サービスキャンペーン

リコール又は改善対策に該当しない場合で、国土交通省の通達に基づき、メーカーがサービスキャンペーンとして、商品性や品質の改善のために行う修理・改修。

[国土交通省からの事故、火災等の報告要請]

国土交通省は、小型特殊自動車の不具合情報等を把握するため、次の事項について、報告するよう、会員に対する周知方を国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長から本会の会長に対し要請されている。

- (1) 道路運送車両の構造・装置に起因した事故・火災の報告
- (2) 道路運送車両の不具合情報の定期報告
- (3) 改善措置を行った車両に係る不具合情報の報告

道路交通法

1. 目的

この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

2. 自動車の種類

自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分されている。（法第3条）

自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさは、次に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等			
大型自動車	(略)			
中型自動車	(略)			
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車			
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車（内閣総理大臣が指定するものを除く。）、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーパ、ショベル・ローダ、ダンパ、モータ・スイーパー、フォーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・ローダ、農耕作業用自動車、ロータリ除雪車、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車（この表の小型特殊自動車の項において「特殊自動車」という。）で、小型特殊自動車以外のもの			
大型自動二輪車	(略)			
普通自動二輪車	(略)			
小型特殊自動車	特殊自動車で、車体の大きさが下欄に該当するもののうち、15km 毎時を超える速度を出すことができない構造のもの	車体の大きさ		
		長さ	幅	高さ
		4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m（ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが 2.00m 以下のものにあつては、2.80m）以下

内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車として、ホイール・キャリヤが指定されている（平成 21 年 1 月 19 日付け）。

3. 運転免許

自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならない。（法第 84 条）

- ① 自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ次表に掲げる第一種免許を受けなければならない。（法第 85 条）

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
中型自動車	中型免許
普通自動車	普通免許
大型特殊自動車	大型特殊免許
大型自動二輪車	大型二輪免許
普通自動二輪車	普通二輪免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

② 前①項の第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる種類の自動車等を運転することができる。(法第 85 条)

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

注 1 : 時速 35km 未満の農業用薬剤散布車は普通免許が必要。

2 : 牽引自動車によって重被牽引車(車両総重量 750 kg を超えるもの)を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許のほか、牽引免許が必要。

排出ガス規制

農業機械（自動車に該当するもの）の使用に伴い発生する排出ガスの排出抑制を図るため、「道路運送車両法」及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（略称：オフロード法）」で規制値が定められている。

[道路運送車両法]

1. 定義

道路運送車両の保安基準は、自動車の構造及び装置等について規定しており、これら基準に適合するものでなければ、公道を運行することができないとしているが、この保安基準に排出ガスに関する事項として「ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（第31条）」で規定している。

2. 基準適用開始時期及び基準値

軽油を燃料とする小型特殊自動車及び大型特殊自動車のうち、19kW以上560kW未満の定格出力のものは、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙による汚染の度合いは、次の基準値に適合する必要がある。

注:Nox/HC/CO/PM/黒煙 単位:g/kWh、%
()数字:継続生産車の猶予期間(ヶ月)

	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
D1	19 ≤ P < 37		H15年規制 8.0/1.5/5.0/0.8/40 (11)			H19年規制 6.0/1.0/5.0/0.4/40 (11)								H25年規制 4.0/0.7/5.0/0.03/25 (23)	
D2	37 ≤ P < 56		H15年規制 7.0/1.3/5.0/0.4/40 (11)			H20年規制 4.0/0.7/5.0/0.3/35 (11)								H25年規制 4.0/0.7/5.0/0.025/25 (13)	
D3	56 ≤ P < 75		H15年規制 7.0/1.3/5.0/0.4/40 (11)			H20年規制 4.0/0.7/5.0/0.25/30 (23)					H24年規制 3.3/0.19/5.0/0.02/25 (18)			H27年規制 0.4/0.19/5.0/0.02/25 (23)	
D4	75 ≤ P < 130		H15年規制 6.0/1.0/5.0/0.3/40 (11)			H19年規制 3.6/0.4/5.0/0.2/25 (11)					H24年規制 3.3/0.19/5.0/0.02/25 (13)			H27年規制 0.4/0.19/5.0/0.02/25 (23)	
D5	130 ≤ P < 560		H15年規制 6.0/1.0/3.5/0.2/40 (11)			H19年規制 3.6/0.4/3.5/0.17/25 (23)					H23年規制 2.0/0.19/3.5/0.02/25 (18)			H28年規制 0.4/0.19/3.5/0.02/25 (23)	予定

Pの単位:kW

オンロード車
排ガス規制開始

オフロード車
排ガス規制開始

粒子状物質(PM)強化

窒素酸化物(NOx)強化

[特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(略称:オフロード法)]

特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が平成18年4月1日に施行された。その後、平成22年3月18日に省令等が一部改正され、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制が強化された。

なお、オフロード特殊自動車には、少数生産車に対する特例措置が設定されている。

1. 定義

この法律で「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(同条第5項に規定する運行(注)の用に供するものを除く。)であって、①道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車、②建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)第2条に規定する建設機械に該当する自動車(前号に掲げるものを除く。)その他の構造が特殊な自動車であって政令で定めるもの、と定義している。(第2条)

(注)「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。

2. 基準適用開始時期及び基準値

軽油を燃料とする特定特殊自動車のうち、19kW以上560kW未満の定格出力のものは、次の基準値に適合する必要がある。

注:Nox/HC/CO/PM/黒煙 単位:g/kWh、%
()数字:継続生産車の猶予期間(ヶ月)

	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
D1 19 ≤ P < 37							H19年規制 6.0/1.0/5.0/0.4/40 (11)						H25年規制 4.0/0.7/5.0/0.03/25 (23)		
D2 37 ≤ P < 56							H20年規制 4.0/0.7/5.0/0.3/35 (11)						H25年規制 4.0/0.7/5.0/0.025/25 (13)		
D3 56 ≤ P < 75							H20年規制 4.0/0.7/5.0/0.25/30 (23)				H24年規制 3.3/0.19/5.0/0.02/25 (18)		H27年規制 0.4/0.019/5.0/0.02/25 (23)		
D4 75 ≤ P < 130							H19年規制 3.6/0.4/5.0/0.2/25 (11)				H24年規制 3.3/0.19/5.0/0.02/25 (13)		H27年規制 0.4/0.019/5.0/0.02/25 (23)		
D5 130 ≤ P < 560							H19年規制 3.6/0.4/3.5/0.17/25 (23)				H23年規制 2.0/0.19/3.5/0.02/25 (18)		H28年規制 0.4/0.19/3.5/0.02/25 (23)		子定

Pの単位:kW

↑
オンロード車
排ガス規制開始

↑
オフロード車
排ガス規制開始

↑
粒子状物質(PM)強化

↑
窒素酸化物(NOx)強化

3. 特定特殊自動車の表示

規制適用日以降に製作又は輸入された特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ国内で使用することができない。(第17条)

(1) 基準適合表示

型式届出特定特殊自動車について、特定特殊自動車型式届出実施要領に基づき、主務大臣に届け出を行ったときは、「基準適合表示」を付することができる。また、道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行したときは、同等なものとして基準適合表示を付することができる。

(2) 少数特例表示

政令で定める台数以下の特定特殊自動車(少数生産車)の場合であって、主務大臣の承認を受けたときは、「少数特例表示」を付することができる。(法第12条)

注：少数生産車とは、承認の申請日の属する年度に製作をした台数が30台以下であり、前2年度内の各年度において製作をした台数がいずれも30台以下であること。
なお、承認後に製作等をした台数が100台に達したときは効力を失う。

○特定特殊自動車の基準適合表示



○少数生産車の表示（少数特例表示）



[排出ガス自主規制(陸内協)]

一般社団法人日本陸用内燃機関協会（以下、「陸内協」という。）では、排出ガスの法規制の対象となっていない小形汎用ガソリンエンジン及び小形汎用ディーゼルエンジンについて、次のとおり排出ガス自主規制を実施している。

1. 小形汎用ガソリンエンジン

(1) 規制の対象と内容

規制対象エンジンは、陸内協の会員企業が国内・海外の工場で製造し、国内で販売・使用される 19kw 未満の小形汎用ガソリンエンジン（緊急・非常用、消防用やレース用などを除く）としている。また、自主規制ではあるが国際整合性を最大限に考慮し、基準値や試験方法などを基本的に EPA 規制及び検討中の EC 規制に準じた内容としている。

なお、規制にあたっては、各エンジンファミリーがそれぞれ基準値を満たすことが基本であるが、実効のあるエミッション低減を通して環境保全に寄与するという自主規制の趣旨から、各社の総量規制として HC + NOx、CO とともにアベレージングを適用することも可能としている。

(2) 規制の適用開始日（製造日基準）

1次規制：2003年1月1日（非携帯・携帯とも）

2次規制：2008年1月1日（非携帯）、2011年1月1日（携帯）

2. 小形汎用ディーゼルエンジン

(1) 排出ガス自主規制の対象と内容

規制値や試験法については、国際整合性を考慮するとともに、単一の規制では唯一 0～19kw の規制を実施している EPA 規制に準じた内容としている。

規制にあたっては、各エンジンファミリーがそれぞれの規制値を満たすことが基本であるが、実効のあるエミッション低減を通して環境保全に寄与するという自主規制の趣旨から、各社の総量規制としてアベレージングを適用することも可能としている。

(2) 規制の適用開始日（製造日基準）

1次規制（EPA2次規制相当）：2006年1月1日

2次規制（EPA4次規制相当）：2009年1月1日

3. 適合の統一マーク

本自主規制に準拠したエンジンには、各社の任意で自主規制適合の統一マークを表示することができることとしている。

統一マーク(自主規制適合ラベル)



自動車損害賠償保障法

自動車損害賠償保障法は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的としている。

1. 義 務

- (1) 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。 （法第5条）
- (2) 責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結しなければならない。 （法第12条）

2. 対象となる農機

この法律では、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車と定義しているが、農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車は除外されている。

（法第2条第1項）

なお、農用運搬車両のダンパ及びホイール・キャリヤは、道路運送車両法では、農耕作業用特殊自動車となっていないため、責任保険及び責任共済の対象となる。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課せられる。
(法第442条の2)

なお、ここでいう小型特殊自動車は、道路運送車両法第3条にいう小型特殊自動車と定義（法第442条第3項）されているため、公道走行の有無に関わらず軽自動車税が課税されることになり、軽自動車税の申告を行いナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要がある。

工業標準化法 (JIS)

1. 目的

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定及び普及により工業標準化を促進することによつて、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(法第1条)

2. 定義

工業標準化法という工業標準化は、次の事項を「全国的に統一し、又は単純化すること」を意味し、工業標準 (JIS : Japanese Industrial Standards) は、そのための基準である。

- ・ 鉱工業品 (医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和二十五年法律第七十五号) による農林物資を除く。以下同じ。) の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度
- ・ 鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件
- ・ 鉱工業品の包装の種類、型式、形状、寸法、構造、性能若しくは等級又は包装方法
- ・ 鉱工業品に関する試験、分析、鑑定、検査、検定又は測定の方法
- ・ 鉱工業の技術に関する用語、略語、記号、符号、標準数又は単位
- ・ 建築物その他の構築物の設計、施行方法又は安全条件

(法第2条)

3. JISマーク

JIS マークは、製品が JIS への適合性の認証を受けたときに、製品そのもの、製品の包装、製品の容器又は製品の送り状に付することができる、JIS への適合性を示すためのマークである。

なお、2004年に工業標準化法が改正され、新JISマークが定められた。

この新JISマークは2005年10月1日から製品などに付することができるようになっていたが、改めて適合性の認証を得たうえでなければならない。ただし、旧から新への移行期間として3年間、2008年9月末日まで旧マークは付することができ、この3年間に改めて適合の認証を得なければならないが、認証が得られない場合は新マークを付することができない。すなわち、2008年10月1日以降の製品などはすべて改めて適合性の認証を得たか、新たに認証を得て新マークを付したものとなる。

新JISマーク



4. 農業機械に関するJIS規格

○印は JIS マーク対象製品

番 号		名 称
B 9100		農業機械－安全標識及び危険図－一般原則
B 9112	○	人力噴霧機
B 9113	○	動力噴霧機
B 9119		噴霧機用ホース継手及びホースつなぎ
B 9121		噴霧機用コック
B 9124		もみすり用ゴムロール
B 9126-1		農業機械－操縦装置用及び表示用の識別記号－第 1 部： 一般的識別記号
B 9126-2		農業機械－操縦装置用及び表示用の識別記号－第 2 部： 農業用トラクタ及び機械の識別記号
B 9126-3		農業機械－操縦装置用及び表示用の識別記号－第 3 部： 動力芝用機械及びガーデン用機械の識別記号
B 9126-5		農業機械－操縦装置用及び表示用の識別記号－第 5 部： 携帯式林業機械の識別記号
B 9204	○	農業機械用フィードチェーン
B 9205	○	農業機械用タイヤ
B 9206		歩行形トラクタの車輪取付部寸法
B 9207	○	耕うん機用トレーラ
B 9209		歩行形トラクタのヒッチ部寸法
B 9210		耕うんづめ
B 9211		農業機械用結束ひも
B 9212	○	刈払機用回転刈刃
B 9213		バインダ及び自脱コンバインの刈刃・受刃
B 9215		農業用トラクタの連結ピン
B 9216		コンバイン用ディスク形カッタの回転刃
B 9220		農業機械－安全通則
B 9221		刈払機の仕様書様式
B 9223		農業用歩行トラクタの仕様書様式
D 6702		農業用トラクタの動力取出軸
D 6703		農業用車輪トラクタの 3 点支持装置の主要寸法
D 6704		農業用トラクタのヒッチ部の主要寸法
D 6705		農業用車輪トラクタのリンク形ドロワーの主要寸法
D 6706		農業用トラクタの主動力取出軸性能試験方法
D 6707		農業用トラクタのけん引性能試験方法
D 6708		農業用トラクタの旋回性能試験方法
D 6709		農業用車輪トラクタの車輪取付部の主要寸法
D 6710		農業用トラクタのフロント及びミッド動力取出軸
B 9655		製粉機械の安全及び衛生に関する設計基準
B 9658		精米機械の安全及び衛生に関する設計基準
K 6339	○	農業用噴霧機ホース
K 6732	○	農業用ポリ塩化ビニルフィルム
K 6781	○	農業用ポリエチレンフィルム
K 6783		農業用エチレン、酢酸ビニルフィルム

補修用部品の供給年限（ガイドライン）

本会は、補修部品の供給年限をガイドラインとして、当該製品の製造打ち切り後、次のとおり定めている。

機 種 別 部 品	年限（年）	備 考
トラクタの部品	12	国産
耕うん機の部品	9	
田植機の部品	9	
バインダの部品	9	
コンバインの部品	9	
脱こく機の部品	10	
乾燥機の部品	12	
粃すり機の部品	10	個人用
米選機の部品	10	
精米機の部品	10	
動力噴霧機の部品	9	個人用
動力散粉機の部品	9	
スピードスプレーヤの部品	9	
刈払機の部品	8	
定置カッターの部品	10	
作業機の部品	9	
運搬車の部品	7	

注1：耕うん機には、ティラー、管理機を含む。

2：供給年限を超えた場合でも、顧客等との協議（納期、価格等）により供給することができる。

3：特殊部品（電子部品等）については、本表の対象外とし、顧客等との協議による。

法定耐用年数

平成 20 年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われ、平成 21 年度分の償却資産（固定資産税）の申告から、改正後の耐用年数を用いることになった。

種類	用途・構造	細目	耐用年数（年）	
			H20 年度分 以前	H21 年度分 以降
建物	木造	倉庫、作業場	15	15
	簡易建物	掘立造、仮設	7	7
農業 用 償 却 資 産	トラクター	乗用型	8	7
	耕うん整地用機具	プラウ、ロータリー、畝たて機、ハローなど	5	7
	栽培管理用機具	田植機、育苗機、播種機、スプリンクラーなど	5	7
	防除用機具	散布機、噴霧機など	5	7
	穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、バインダーなど	5	7
		普通型コンバイン、脱穀機、粃摺り機、乾燥機など	8	7
	運搬用機具	動力運搬車など	4	7
	果樹、野菜、花き収穫調製用機具	野菜洗浄機、掘取機など	5	7
		その他（しいたけ乾燥機など）	8	7
	その他	精米機	10	7
草刈機		5	7	
車両	一般用	軽自動車	4	4
		貨物自動車	5	5